

新旧対照表

【水産資源保護法に基づく水産動物の種苗等の輸入通関の際における取扱いについて（平成8年7月19日蔵関第582号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前								
<p>1. 対象となる水産動物</p> <p>水産資源保護法（昭和26年法律第313号。以下「法」という。）第13条の2第1項により、農林水産大臣の輸入許可を必要とする水産動物は、水産資源保護法施行規則（昭和27年農林省令第44号。以下「規則」という。）第1条の2に掲げるものであり、具体的には以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水産動物</th><th>関税定率法（明治43年法律第54号）別表の番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こい、 きんぎょその他の ふな 属の魚類、 はくれん、 こくれん、 そうぎよ、 あおうお</td><td> <u>第0301.11号の1</u>（観賞用の魚のこい及び金魚（カラシウス・アウラトゥス））  <u>第0301.11号の2</u>（観賞用の魚のその他のもの）のうち、ふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎよ及びあおうお  <u>第0301.93号</u>（こい、はくれん、そうぎよ、あおうお、ふな属の魚類（カラシウス・カラシウス））    <u>第0301.99号</u>（（その他のもの）のうち、こくれん、ふな属の魚類（カラシウス・カラシウス以外））  <u>第0511.91号の1</u>（魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵）のうち、こい、きんぎょその他のふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎよ及びあおうおのふ化用の魚卵         </td></tr> </tbody> </table>	水産動物	関税定率法（明治43年法律第54号）別表の番号	こい、 きんぎょその他の ふな 属の魚類、 はくれん、 こくれん、 そうぎよ、 あおうお	<u>第0301.11号の1</u> （観賞用の魚のこい及び金魚（カラシウス・アウラトゥス）） <u>第0301.11号の2</u> （観賞用の魚のその他のもの）のうち、ふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎよ及びあおうお <u>第0301.93号</u> （こい、はくれん、そうぎよ、あおうお、ふな属の魚類（カラシウス・カラシウス））  <u>第0301.99号</u> （（その他のもの）のうち、こくれん、ふな属の魚類（カラシウス・カラシウス以外）） <u>第0511.91号の1</u> （魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵）のうち、こい、きんぎょその他のふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎよ及びあおうおのふ化用の魚卵	<p>1. 対象となる水産動物</p> <p>水産資源保護法（昭和26年法律第313号。以下「法」という。）第13条の2第1項により、農林水産大臣の輸入許可を必要とする水産動物は、水産資源保護法施行規則（昭和27年農林省令第44号。以下「規則」という。）第1条の2に掲げるものであり、具体的には以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水産動物</th><th>関税定率法（明治43年法律第54号）別表の番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こい、 きんぎょその他の ふな 属の魚類、 はくれん、 こくれん、 そうぎよ、 あおうお</td><td> <u>第0301.10号の1</u>（観賞用の魚のこい及び金魚）    <u>第0301.10号の2</u>（観賞用の魚のその他のもの）のうち、ふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎよ、あおうお  <u>第0301.93号の1</u>（こいの養魚用の稚魚）    <u>第0301.93号の2</u>（こいのその他のもの）  <u>第0301.99号</u>（（その他のもの）のうち、ふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎよ、あおうお）  <u>第0511.91号の1</u>（魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵）のうち、こい、きんぎょその他のふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎよ及びあおうおのふ化用の魚卵         </td></tr> </tbody> </table>	水産動物	関税定率法（明治43年法律第54号）別表の番号	こい、 きんぎょその他の ふな 属の魚類、 はくれん、 こくれん、 そうぎよ、 あおうお	<u>第0301.10号の1</u> （観賞用の魚のこい及び金魚）  <u>第0301.10号の2</u> （観賞用の魚のその他のもの）のうち、ふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎよ、あおうお <u>第0301.93号の1</u> （こいの養魚用の稚魚）  <u>第0301.93号の2</u> （こいのその他のもの） <u>第0301.99号</u> （（その他のもの）のうち、ふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎよ、あおうお） <u>第0511.91号の1</u> （魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵）のうち、こい、きんぎょその他のふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎよ及びあおうおのふ化用の魚卵
水産動物	関税定率法（明治43年法律第54号）別表の番号								
こい、 きんぎょその他の ふな 属の魚類、 はくれん、 こくれん、 そうぎよ、 あおうお	<u>第0301.11号の1</u> （観賞用の魚のこい及び金魚（カラシウス・アウラトゥス）） <u>第0301.11号の2</u> （観賞用の魚のその他のもの）のうち、ふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎよ及びあおうお <u>第0301.93号</u> （こい、はくれん、そうぎよ、あおうお、ふな属の魚類（カラシウス・カラシウス））  <u>第0301.99号</u> （（その他のもの）のうち、こくれん、ふな属の魚類（カラシウス・カラシウス以外）） <u>第0511.91号の1</u> （魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵）のうち、こい、きんぎょその他のふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎよ及びあおうおのふ化用の魚卵								
水産動物	関税定率法（明治43年法律第54号）別表の番号								
こい、 きんぎょその他の ふな 属の魚類、 はくれん、 こくれん、 そうぎよ、 あおうお	<u>第0301.10号の1</u> （観賞用の魚のこい及び金魚）  <u>第0301.10号の2</u> （観賞用の魚のその他のもの）のうち、ふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎよ、あおうお <u>第0301.93号の1</u> （こいの養魚用の稚魚）  <u>第0301.93号の2</u> （こいのその他のもの） <u>第0301.99号</u> （（その他のもの）のうち、ふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎよ、あおうお） <u>第0511.91号の1</u> （魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵）のうち、こい、きんぎょその他のふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎよ及びあおうおのふ化用の魚卵								

新旧対照表

【水産資源保護法に基づく水産動物の種苗等の輸入通関の際における取扱いについて（平成8年7月19日蔵関第582号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
さけ科魚類の発眼卵	(省略)	さけ科魚類の発眼卵	(同左)
さけ科魚類の稚魚	(省略)	さけ科魚類の稚魚	(同左)
くるまえび属のえび類の稚えび	第0306.27号の1（シュリンプ及びローンの生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの）のうち養殖用又は放流用の生きているえび（くるまえび属のものに限る。）のうち、種えび	くるまえび属のえび類の稚えび	第0306.23号の1（シュリンプ及びローンの生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの）のうち養殖用又は放流用の生きているえび（くるまえび属のものに限る。）のうち、種えび
2. (省略)		2. (同左)	
3. (省略)		3. (同左)	